

平成28年

松 前 町 議 会

第 2 回 臨 時 会 議 録

平成28年 5月30日 開会

平成28年 5月30日 閉会

松 前 町 議 会

各 位

会議録の作成にあたっては、誤りのないよう留意しておりますが、時間の関係上原稿校正は初校しかできなく、誤字、脱字等がありますことを深くお詫び申し上げます。

まことに恐れ入りますが、御了承のうえ御判読いただきたくお願い致します。

松前町議会議長 伊 藤 幸 司

目 次

○提出案件及び議決結果一覧表	1 頁
----------------	-----

平成 28 年 5 月 30 日(月曜日) 第 1 号

○議事日程	2 頁
○会議に付した事件	2 頁
○出席議員	2 頁
○欠席議員	2 頁
○出席説明員	3 頁
○職務のため議場に出席した事務局職員	3 頁
○議長あいさつ	4 頁
○開会宣告・開議宣告	4 頁
○諸般の報告・議事日程	4 頁
○日程第 1 会議録署名議員の指名	4 頁
○日程第 2 議会運営委員会報告	4 頁
○日程第 3 会期の決定	4 頁
○日程第 4 議案第 33 号 松前町指定寄附基金条例制定について(提案説明・質疑・討論・採決)	5 頁
○日程第 5 議案第 31 号 平成 28 年度松前町一般会計補正予算(第 1 回)(提案説明・質疑・討論・採決)	9 頁
○日程第 6 議案第 32 号 平成 28 年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第 1 回)(提案説明・質疑・討論・採決)	10 頁
○日程第 7 議案第 34 号 町税条例等の一部を改正する条例制定について(提案説明・質疑・討論・採決)	12 頁
○日程第 8 議案第 35 号 松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について(提案説明・質疑・討論・採決)	14 頁
○日程第 9 議案第 36 号 固定資産評価審査委員会条例及び行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例制定について(提案説明・質疑・討論・採決)	15 頁
○日程第 10 議案第 37 号 契約の締結について(提案説明・質疑・討論・採決)	17 頁
○日程第 11 議案第 38 号 議決の変更について(提案説明・質疑・討論・採決)	17 頁
○閉会宣告	19 頁

提出案件及び議決結果一覧表

1. 町長提出案件

議案番号	件名	議決月日	議決結果
31	平成28年度松前町一般会計補正予算(第1回)	28. 5. 30	原案可決
32	平成28年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第1回)	同 上	同 上
33	松前町指定寄附基金条例制定について	同 上	同 上
34	町税条例等の一部を改正する条例制定について	同 上	同 上
35	松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	同 上	同 上
36	固定資産評価審査委員会条例及び行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例制定について	同 上	同 上
37	契約の締結について	同 上	同 上
38	議決の変更について	同 上	同 上

平成28年 5月30日（月曜日）第1号

平成 2 8 年

松前町議会第 2 回臨時会

平成 2 8 年 5 月 3 0 日 (月曜日) 第 1 号

◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 議会運営委員会報告
日程第 3 会期の決定
日程第 4 議案第 3 3 号 松前町指定寄附基金条例制定について
日程第 5 議案第 3 1 号 平成 2 8 年度松前町一般会計補正予算(第 1 回)
日程第 6 議案第 3 2 号 平成 2 8 年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第 1 回)
日程第 7 議案第 3 4 号 町税条例等の一部を改正する条例制定について
日程第 8 議案第 3 5 号 松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
日程第 9 議案第 3 6 号 固定資産評価審査委員会条例及び行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第 1 0 議案第 3 7 号 契約の締結について
日程第 1 1 議案第 3 8 号 議決の変更について
-

◎会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 議会運営委員会報告
日程第 3 会期の決定
日程第 4 議案第 3 3 号 松前町指定寄附基金条例制定について
日程第 5 議案第 3 1 号 平成 2 8 年度松前町一般会計補正予算(第 1 回)
日程第 6 議案第 3 2 号 平成 2 8 年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第 1 回)
日程第 7 議案第 3 4 号 町税条例等の一部を改正する条例制定について
日程第 8 議案第 3 5 号 松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
日程第 9 議案第 3 6 号 固定資産評価審査委員会条例及び行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第 1 0 議案第 3 7 号 契約の締結について
日程第 1 1 議案第 3 8 号 議決の変更について
-

◎出席議員(11名)

議 長	1 2 番	伊 藤 幸 司 君	1 番	飯 田 幸 仁 君
	2 番	沼 山 雄 平 君	3 番	福 原 英 夫 君

4番 近江 武君
6番 堺 繁光君
8番 西川 敏郎君
10番 斉藤 勝君

5番 工藤 松子君
7番 油野 篤君
9番 梶谷 康介君

◎欠席議員（1名）

11番 西村 健一君

◎出席説明員等

町 長 石山 英雄君
総務課長 尾坂 一範君
税務課長 松谷 映彦君
町民生活課長 阪本 涼子君
会計管理者兼出納室長 平田 昭浩君
学校教育課長兼学校給食センター所長
阿部 猛君
議会事務局長 川村 敏之君

副町長 若佐 智弘君
政策財政課長 佐藤 久君
福祉課長 岩城 広紀君
建設課長 鍋谷 利彦君
教育長 宮島 武司君
監査委員 藤崎 秀人君
選挙管理委員会事務局書記長兼監査室長
小川 佳紀君

◎職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 川村 敏之君
議会事務局書記 三国 大地君

議会事務局次長 斉藤 明君

◎議長あいさつ

○議長(伊藤幸司君) おはようございます。

一言、ご挨拶申し上げます。

本日、平成28年松前町議会第2回臨時会が招集されましたところ、皆様には何かとご多忙のところご出席下さいまして、会議の運びに至りました事を厚く御礼申し上げます。

◎開会宣告・開議宣告

○議長(伊藤幸司君) ただ今から平成28年松前町議会第2回臨時会を開会致します。直ちに議会を開きます。

◎諸般の報告・議事日程

○議長(伊藤幸司君) 議会に関する諸報告並びに本日の議事日程につきましては、お手元に配布の通りであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長(伊藤幸司君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、4番近江武君、5番工藤松子君、以上2名を指名致します。

◎議会運営委員会報告

○議長(伊藤幸司君) 日程第2、議会運営委員会の報告を求めます。

議会運営委員会委員長、堺繁光君。

○議会運営委員会委員長(堺繁光君) 先程開催されました議会運営委員会において、本臨時会の会期は本日1日限りと致します。議事日程につきましてはお手元に配布のとおりでありますので、そのように進めていきたいと思っております。以上です。

○議長(伊藤幸司君) 以上で報告済みと致します。

◎会期の決定

○議長(伊藤幸司君) 日程第3、会期の日程を議題と致します。

お諮り致します。

ただ今の議会運営委員会報告のとおり、今期臨時会の会期は本日1日限りと致したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定致しました。

◎議案第33号 松前町指定寄附基金条例制定について

○議長(伊藤幸司君) 日程第4、議案第33号、松前町指定寄附基金条例制定についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。政策財政課長。

○政策財政課長(佐藤久君) おはようございます。

それでは、ただ今議題となりました議案第33号、松前町指定寄附基金条例制定につきまして、その内容をご説明申し上げます。

去る4月27日、松前町字大磯46番地2に在住の戸田弘幸氏より、救急自動車購入に関わる費用と致しまして、1千万円の寄附の申し出でございました。救急自動車の更新は、来年度予定していることから、当該寄附金の適切な管理のため、既存基金での受け入れを検討致しましたが、寄附者の意向が反映される受入基金がないことから、本基金を設置致しまして、寄附金の適正な管理を致そうとするものでございます。なお、当該基金条例は、今回の指定寄附金だけではなく、直ちに予算化できない指定寄附金等も想定した基金条例となっております。

それでは、松前町指定寄附基金条例の内容をご説明申し上げます。第1条は、設置でございます。使用目的を指定されている寄附金、直ちに予算化し活用するもの及び他の条例の規定により積立てするものを除く(以下「指定寄附金」と言う。)を有効に活用するため、松前町指定寄附基金(以下「基金」と言う。)を設置しようとするものでございます。

第2条は、積立てでございます。指定寄附金は、一般会計歳入歳出予算に計上し、基金に積み立てしなければならないこととしようとするものでございます。

第3条は、管理でございます。基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこととし、2項と致しまして、基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができることにしようとするものでございます。

第4条は、運用基金の処理でございます。基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、この基金に編入するものとしようとするものでございます。

第5条は、処分でございます。基金は、第1条に定める目的に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算に計上し、その全部又は一部を処分することができることとしようとするものでございます。

第6条は、繰替運用でございます。町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を各会計の歳計現金に繰り替えて運用することができることとしようとするものでございます。

第7条は、委任でございます。この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めることとしようとするものでございます。

次に、附則でございます。この条例は、公布の日から施行致そうとするものでございます。

以上が議案第33号でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

9番。

○9番(梶谷康介君) 今の説明で、おおよそ理解は致しました。ただ、はっきりね、使用目的が指定されておりますんで、説明ですと来年度購入の計画があるからという、そのた

めにわざわざ条例制定して、基金としてその原資を確実に守っていくという考え方は否定はしませんけれども、松前町の救急車の状況によってはね、前倒しという手もあったと思うんですよね。だとすれば、基金条例必要ないわけだ。そういう検討はされましたか。これ1点とね。

それから、あとこの基金の管理なんですけどね、結局今も申し上げましたように原資を確実に保管する、保全すると言いますか。それから、更には運用の収益っていう項目を3条か4条に書いてありますけども、どうなんですか、これ、基金として、まあおそらく預金だと思うんですけど、定期なり、或いは普通なりの預け入れすることになると思うんですけども、現状から言ってマイナス金利なんですよ。逆に考えると収益よりも費用が掛かるんでないかなっていう気がするんですけども、その辺の考え方は、どのように整理されておりますか。お尋ね致します。

○議長(伊藤幸司君) 政策財政課長。

○政策財政課長(佐藤久君) まず、1点目の前倒しの考え方がなかったのかというようなお話でございます。総合計画の中には後期です、この救急自動車の購入と、それから消防車両の購入、この消防に関わる部分について、大きなものでございました。実は、この2年間、28年度と29年度にこの車両の更新を致したいということの計画を持っていったわけでございます。当初はですね、実は計画の中では救急車両が先で、消防車が後だったわけなんです。消防署の方から消防車両がすこぶる老朽化して、前倒しで消防車両の購入を検討していただきたいということの中、そういう背景がございまして、実は28年度に消防車両の購入の予算付けをさせていただいたところございまして、その29年度にですね、そして、救急車両についての更新ということで、非常に2年間で大きな金額が出るというようなこともございまして、そういう対応をしたところでございます。その中であって、実は今回のこの寄附の申し入れがあったということで、寄附をされる方の意向もございまして、検討させていただきましたけども、総体的なこれから出てくる補正予算等の関係もございましてですね、総体的な財源の確保の中で救急車両については来年度更新をしたいということで、寄附者の方にもそういうお話をさせていただいた経緯で、があるということでございます。

それから、基金管理の関係でございますけれども、マイナス金利とはいえ、金利がマイナスになるわけでは当然ございません。そういう中でですね、今、私どもの方では来年度、使用するということではありますけれども、6ヶ月なり1年の定期というような形でこの基金の適切な管理をしてまいりたいというふうに考えてるところでございます。

○議長(伊藤幸司君) 9番。

○9番(梶谷康介君) 松前町の救急車の現状ってのはどうなんですか。今の話ですとね、総合計画との絡みの中でも、きちっとやられてっていう面は理解はしますけども、せっかく篤志家がね、こういう形で使ってくださいって言ってきてるんだから、その気持ちに早めに応えるってのが行政としては必要なことでないのかなと、そんな感じもしております。ちなみに、この救急車の導入っていうか、購入っていうか、そういうものに対する経費、この1千万という金額で対応できなくて、別な予算をプラスしなければ買えないから、この総合計画の中で、やっぱり財源対応していかなければいけないという事情でもあるんですか。

それから、2点目のね、このマイナス金利の話しましたけど、現実はそのおっしゃるとおりなんだけども、やっぱり基金管理するってことは、当然、これはどういう形で経費が掛かるか、これは事務的な経費だとか、或いは人件費、実際にどれぐらい掛かるか私、試

算はしてませんけれども、その辺のね、収益得るための経費ってのは当然あると思うんだけど、その辺はどうですか。その辺の説明もいたしたいと思います。

○議長(伊藤幸司君) 政策財政課長。

○政策財政課長(佐藤久君) まず1点目でございますけれども、寄附金の1千万円で救急車の車両購入についてはですね、当然購入することはできませんので、寄附金が一部になるというふうなことになるかと思えます。大体4千万程度掛かるんでないかというふうに試算をしているところでございます。4千万程度掛かるんでないかという試算をしているところでございます。

それから、管理の関係でございます。当然財政を運営していく、そして、この基金に積み立てをしていくという部分でのですね、目に見えない事務費的な経費が掛かるんでないかというお尋ねでございますが、これは、全体の基金を管理していく中の一部という捉えをしておりますので、それ程これが費用の負担になるというふうには捉えていないところでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長(伊藤幸司君) 9番。

○9番(梶谷康介君) よくわかりました。この総合計画の中で計画どおり、この1千万プラス町の予算ということで、来年度の実施という理解でよろしいですね。了解。

○議長(伊藤幸司君) 他に。

3番。

○3番(福原英夫君) 先程失礼しました、いないと思って、ちょっと慌ててしまいました。

1点目、使用目的を限定されて、そして、寄附をいただいたということで、それで、1点目お聞きしたいのは、もう少しわかりやすい説明をしてほしかったということなんです。それはどういうことかと言うと、今、前議員が聞かれて、車両がどれだけ掛かるものだから、この1千万円だけではどうしても運用できないんで、補助をいろんなところからいただく、そのために1年か2年、そのような形で基金として入れておきたいなど、何かこうもうちょっと説明をしていただければ、今の自分の今の一つ目のような質問はしませんでした。

それと、2点目は、そのことから基金の条例を制定するものですから、このためだけでなく、もっと説明の中では別な部分でのこの基金の運用はあるのではないかという想定の中で、その他ということ言われたものですから、どのような項目がこれに加わるのかなど。この基金条例は、戸田さんが好意で寄附してくれたことだけではなく、その他まだあるのかというふうに想定、答弁の中で思ったものですから、それがあれば答弁願いたいと思えます。

○議長(伊藤幸司君) 政策財政課長。

○政策財政課長(佐藤久君) まずは、説明不足があったということでございます。この点については、もう少し丁寧な説明がされれば良かったのかなというふうに反省をしております。

2点目の指定寄附の部分について、どういうものが考えられるのかというようなお尋ねでございます。現在の松前町の指定寄附に関係するものっていうのは、例えば例を申し上げますと、役場庁舎の建設基金に対する寄附の受け入れであったりですね、またふるさと納税絡みの部分では応援寄附という形でお城の部分であるとか、書の振興に関わる部分、更には桜の部分ですね、こういうものに対する基金の受け入れっていうのは、現状できるような形にはなっているわけでありましてけれども、その他、物産振興の部分も新たに作りまして、これもできるような形になっています。その他、まちづくりに関するといふこ

ろがございます。ただ、まちづくりに関するという部分に入れられるのかどうかという検討も我々しましたけれども、決して入れられないことはないんでしょうけれども、しかしながら、やはり先程申し上げましたように、寄附者の意向がはっきりとわかるような形にしておかないと、せっかく寄附をしていただいた方に、これは、例えば今回の救急自動車を買ってくれと言った場合にですね、本当にそれに充てられるものかどうかという不安になりますので、そういうことのないような形で指定寄附金というものをきちんと設けて、この基金条例の中で管理をしていきたいというふうなことでございます。ですから、まちづくりに関する事業という抽象的なものからはずれる、単独の指定寄附があった場合にですね、この基金の中に受け入れをしていって、適切な管理をしてみたいと、こういう思いでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長(伊藤幸司君) 3番。

○3番(福原英夫君) わかりました。1点目については、わかりやすくしていただきたいなあということなんです。

それと今の2点目、ここに基金が役場庁舎であり、教育施設であり、地域福祉であり、ふるさとであり、創玄書道であり、こうありますので、このものが入らないのかなあというふうに分も見てたもんですから、そんなにいずいものかなあ。ほとんどこれは目的寄附ですよ、ここの基金がね。だもんですから、あえて、ここのふるさと松前応援基金でありね、そういうことに入れた方が、あえて複雑化しなくてもいいんでないかなという気はしました。そんなことで、ちょっとクイッションを付けたわけです。それで、もっとこう物事をこうぎゅーっとしぼめて、その基金の中でこういうふうなもの、こういうふうなものっていうふうなことで明記していった方が、運用の方としてはし易いんでないかなあ。今こう見ますと、教育設備であれば結構出入りが多いんですけど、あとのところ、創玄書道も出入り多い、あとのところそんなに多いわけではないもんですからね、眠ったままではいらないかな。それと、起債であり補助であり、対応を待つまでそれを眠らしておくというふうなこともあれでしょうけども、やはり寄附者の意向を十分に反映した基金と運営っていうのは、今後とも起こり得るかな、発生し得るかなと思うもんですから、やはりそのところは十分、もう一度検討していただければなと思えましたので質問致しました。答弁していただいて終わります。

○議長(伊藤幸司君) 政策財政課長。

○政策財政課長(佐藤久君) 寄附者の意向が反映されるような形で、適切な管理をしてみたいというように考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長(伊藤幸司君) 他に。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第33号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

◎議案第31号 平成28年度松前町一般会計補正予算（第1回）

○議長(斉藤勝君) 日程第5、議案第31号、平成28年度松前町一般会計補正予算（第1回）についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。政策財政課長。

○政策財政課長(佐藤久君) それでは、ただ今議題となりました議案第31号、平成28年度松前町一般会計補正予算（第1回）について、その内容をご説明申し上げます。

平成28年度松前町の一般会計補正予算(第1回)は、次に定めるところによろうとするものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正です。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3千946万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億2千946万円に致そうとするものです。2項と致しまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によろうとするものです。

第2条地方債の補正です。既定の地方債の補正は、「第2表地方債補正」によろうとするものです。

それでは、歳出の事項別明細よりご説明を申し上げます。13ページをお開き願います。

3. 歳出です。2款1項1目一般管理費では、269万円の増額計上です。19節通知カード・個人番号カード関連事務委任交付金として、269万円の計上です。これは、マイナンバー制度に伴います、地方公共団体情報システム機構への委任事務交付金としての計上分でございます。4月1日付けで各市町村に対し、住民基本台帳人口按分に基づき、委任事務交付額の情報提供があり、初回支払いが6月10日までとなっていることからの計上分でございます。なお、全額国庫補助の対象となっているところでございます。次に3目財産管理費では、1千万3千円の増額計上です。25節指定寄附金積立金として、1千万3千円の計上です。内、指定寄附金に関わる分、1千万円となっております。これは、先に指定寄附基金条例を議決いただいておりますが、町内字大磯在住の戸田弘幸氏から救急自動車購入費用と致しまして、指定寄附の申し入れがあったことから、新たに指定寄附基金に積立てを致そうとするものでございます。

14ページです。4項3目参議院議員通常選挙費では、125万3千円の増額計上です。18節備品購入費で、125万3千円の計上です。これは、本年7月に予定されております参議院議員通常選挙に関わる投票箱46台分、記載台4台分を見込んでの計上分でございます。

15ページです。4款2項1目清掃総務費では、2千539万6千円の増額計上です。19節渡島西部広域事務組合負担金(衛生部門)として、2千539万6千円の計上です。これは、職員の異動による事務局人件費の減額、一方、ゴミ再生処理施設分ストックヤード整備に伴う増額分に相殺によって増額計上となっております。事務組合の補正に伴う計上分でございます。なお、ストックヤード整備事業概要は、参考資料と致しまして17ページに掲げておりますのでご参照を願います。

16ページです。9款1項1目渡島西部広域事務組合費では、11万8千円の増額計上です。19節渡島西部広域事務組合負担金(消防部門)と致しまして、11万8千円の計上です。これは、人事異動等に関わる人件費分による事務組合の補正に伴う計上分でございます。

以上が歳出でございます。7ページにお戻り願います。

2. 歳入です。9款1項1目地方交付税では、48万6千円の減額計上です。歳出財源に対応のための減額計上分でございます。

8ページです。13款2項1目総務費国庫補助金で、269万円の増額計上です。これは、歳出で計上しております通知カード・個人番号カード関連事務委任に関わる国庫補助金の計上でございます。

9ページです。14款3項1目総務費道委託金で、125万3千円の増額計上です。これも歳出で計上してございます、参議院議員通常選挙に関わる備品購入費に対する道委託金の計上でございます。

10ページです。15款1項2目利子及び配当金で、3千円の増額計上です。これは、歳出で計上してございます指定寄附基金の運用利子分としての計上分でございます。

11ページです。16款1項4目消防費寄附金で、1千万円の増額計上です。これは、町内在住の方から救急自動車購入費と致しまして、指定寄附の申し入れがあったことから、寄附受入の計上分でございます。

12ページです。20款1項2目衛生債で、2千600万円の増額計上です。これは、渡島西部広域事務組合衛生費のストックヤード整備費、ゴミ再生処理施設整備事業債の計上分でございます。

以上が歳入でございます。2ページにお戻り願います。

第1表歳入歳出予算補正で歳入です。歳入合計が補正前の額46億9千万円、これに3千946万円を増額補正致しまして、補正後の額を47億2千946万円に致そうとするものでございます。

3ページです。歳出です。歳出合計につきましても歳入同様、補正前の額に3千946万円を増額補正致しまして、補正後の額を47億2千946万円に致そうとするものでございます。

4ページです。第2表地方債補正です。追加の分と致しまして、ゴミ再生処理施設整備事業負担金として、記載のとおり限度額を追加致そうとするものでございます。

以上が議案第31号です。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第31号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

◎議案第32号 平成28年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第1回)

○議長(伊藤幸司君) 日程第6、議案第32号、平成28年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第1回)を議題と致します。

提出者の説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長(岩城広紀君) おはようございます。

それでは、ただ今議題となりました議案第32号、平成28年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第1回)について、その内容をご説明申し上げます。

平成28年度松前町の国民健康保険特別会計補正予算(第1回)は、次に定めるところによろうとするものでございます。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。既定の事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億7千800万円に致そうとするものでございます。第2項と致しまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によろうとするものであります。

今回の補正につきましては、平成27年度松前町国民健康保険特別会計の決算収支において、歳入の不足が見込まれることから、地方自治法施行令第166条の2の規定に基づきまして、繰上充用を致そうとするものでございます。

それでは、歳出の事項別明細よりご説明申し上げます。7ページをお開き願います。

3. 歳出です。平成27年度の国民健康保険特別会計の収支不足に対応するため、今回歳出に12款繰上充用金を新たに設けまして、1項繰上充用金1目繰上充用金では、22節補償・補てん及び賠償金に前年度繰上充用金と致しまして、200万円を追加計上するものでございます。

今回の収支不足の主な要因と致しましては、歳入において、退職者医療に掛かる療養給付費交付金の減少などが主な内容でございます。

以上が、歳出の事項別明細でございます。これに対応致します歳入です。6ページへお戻りいただきたいと存じます。

2の歳入です。2款2項1目財政調整交付金では、200万円の追加計上です。歳出の繰上充用金に対応する財源の計上でございます。

以上が歳入の事項別明細でございます。2ページへお戻りいただきたいと存じます。

第1表歳入歳出予算補正、事業勘定の歳入でございます。歳入合計、補正前の額17億7千600万円に今回200万円を追加し、補正後の額を17億7千800万円に致そうとするものでございます。

次に3ページでございます。歳出におきましても歳入同様、補正後の額を17億7千800万円に致そうとするものでございます。

以上が議案第32号、平成28年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第1回)の内容でございます。何卒よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第32号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

◎議案第34号 町税条例等の一部を改正する条例制定について

○議長(伊藤幸司君) 日程第7、議案第34号、町税条例等の一部を改正する条例制定についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。税務課長。

○税務課長(松谷映彦君) おはようございます。

ただ今議題となりました議案第34号、町税条例等の一部を改正する条例制定につきまして、その内容を資料に基づき、ご説明申し上げます。お手元の議案を5枚めくっていただき、説明資料として添付しております町税条例等の一部を改正する条例の概要1ページをお開き願います。

まず、今臨時会に本議案を提案し、ご審議いただきます理由でございますが、地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)地方税法施行令等の一部を改正する等の政令(平成28年政令第133号)、地方税法施行規則等の一部を改正する省令(平成28年総務省令第38号)及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令(平成28年総務省令第39号)が平成28年3月31日にそれぞれ公布されたことに伴い、関連する規定の整備を行おうとするものでございます。

それでは、今回の改正の主な内容について申し上げます。最初に、個人町民税に係る改正であります。1点目と致しまして、延滞金の計算期間の見直しでございます。納期後に提出した修正申告書や国の税務官署がした所得税の更正、若しくは決定により、減額更正された賦課額が、なおかつ増額更正された場合において、増額更正により納付すべき税額に係る延滞金の計算方法が見直しされたものです。下段にあります図をご覧ください。改正前は、納期後1年間は延滞金が発生し、1年間を過ぎた後の減額更正までの期間及び増額更正までの期間は延滞金を課さず、増額更正後からまた延滞金が発生することとなっておりますが、改正後は減額更正の理由により、職権により更正の場合と納税者からの更正の請求による場合で取り扱いが異なり、職権による減額更正の場合は、納期限から減額更正までの期間及び増額更正までの期間は延滞金を課さず、増額更正後から延滞金が発生することとなりますが、納税者からの更正の請求による場合は、減額更正から1年間についても延滞金が発生することとなります。なお、当該改正は、平成29年1月1日以後に納期限が到来する個人の町民税に係る延滞金から適用しようとするものであり、法人町民税においても同様の取り扱いとなるものです。

次に2ページをお開き願います。2点目は、特定一般用医療品等を購入した際に受けられる医療費控除の特例の新設であります。適正な健康管理下の中で、医療用医療品からの代替を進めるため、定期健康診断やがん検診などに取り組む個人が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、スイッチOTC薬を年間1万2千円を超えて購入した場合に、10万円を限度としてその購入費用のうち1万2千円を超える額について所得控除しようとするものであります。また、本特例の適用を受ける場合には、現行の医療費控除の適用を受けることができず、現行の医療費控除の適用を受ける場合には、本特例の適用を受けることができませんので、有利な方を選択することとなります。なお、スイッチOTC薬とは、一般用医薬品及び要指導医薬品のうち、医療用から転用された医薬品であり、コンタック鼻炎Z、ガスター10、アレグラFX、ロキソニンS、ダマリンL、フェイタスZなどが該当するものであります。また、適用年月日を平成30年1月1日とし、平成30年度以後の年度分が適用しようとするものであります。

次に、法人町民税に係る改正であります。地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人町民税、法人税割の一部が国税化され、地方交付税の原資に繰り入れられることとされたことに伴い、法人税の税率を引き下げようとするものです。当町においては、制限税率を適用し、課税しているところであり、12.1%を8.4%に、3.7%引き下げようとするものです。これに伴う影響額ですが、平成27年度決算は、まだ確定しておりませんが、決算見込み額から積算しますと、430万円程度の減額となる見込みであります。また、減額となる分につきましては、国税である地方法人税として課税され、地方交付税の原資となるものです。なお、適用年月日を平成29年4月1日とし、平成29年4月1日以後に開始する事業年度分から適用しようとするものです。

次に、固定資産税に係る改正です。2ページから3ページにかけてご覧願います。1点目としまして、次のア、イ、ウに係る固定資産税について、我が町特例を導入しようとするものです。我が町特例とは、地方団体の自主自立の観点から、法律の定める範囲内で、個々の地方団体が課税標準の特例を条例で定めることができる仕組みであり、地方団体が独自に定める余地を拡大することを目的とした制度です。

最初にアであります。平成28年4月1日から平成33、失礼しました、32年3月31日までの間に津波防災地域づくりに関する法律に規定する推進計画に基づき、新たに取得等された津波対策の用に供する償却資産で、当該償却資産に対して新たに固定資産税が課税されることとなった年度から4年度分の固定資産税について、課税標準の特例割合を2分の1にしようとするものです。なお、当町においては、津波防災地域づくりに関する法律に規定する推進計画は策定されておりませんので、該当する償却資産はないものです。

次に、イであります。平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備等に対して課する固定資産税で、当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分の固定資産税について、太陽光発電設備、風力発電設備については、課税標準の特例割合を3分の2とし、水力発電設備、地熱発電設備、バイオマス発電設備については、課税標準の特例割合を2分の1にしようとするものであります。

次に、ウであります。平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された都市再生特別措置法に基づき、認定誘導事業者が整備した公共施設等の用に供する家屋及び償却資産で、当該家屋及び償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から5年度分の固定資産税について、課税標準の特例割合を5分の4にしようとするものです。なお、当町は都市再生特別措置法の適用区域でないことから、該当する家屋及び償却資産はないものです。

4ページをお開き願います。当該改正に係る適用年月日ですが、いずれも平成28年4月1日とし、平成29年度以後の年度分から適用しようとするものです。2点目と致しまして、熱損失防止省エネ改修をした家屋に対する固定資産税の軽減措置を受けるための手続きの変更であります。熱損失防止省エネ改修工事の費用に充てるため、国、または地方公共団体から補助金等の交付を受ける場合には、当該改修工事に要した費用の額から補助金等の額が控除されることとなったことから、申請書への記載及び補助金等に係る書類の提出が必要となったものであります。これは、熱損失防止省エネ改修をした家屋に対する固定資産税について、改修工事の完了した年の翌年度分の固定資産税に限り、3分の1が減額されるものであり、減額対象の要件が改修工事に要した費用の額が50万円を超える

ものから、改修工事に要した費用の額から補助金等の額を控除した額が50万円を超えるものに改正されたことによるものであります。なお、適用年月日を平成28年4月1日とし、平成29年度以後の年度分から適用しようとするものです。

最後に、町たばこ税に係る改正であります。第2条による改正で、申告様式の名称等の文言の整理を行おうとするもので、附則第5条第7項の改正規定を除き、平成28年4月1日から適用しようとするものであります。なお、附則第5条第7項の改正規定は、平成29年1月1日から適用しようとするものであります。

以上が、主な改正内容であります。その他の改正につきましては、各法律等の改正に伴う関連する町税条例の文言の整理などであり、また、新旧対照表につきましては、説明資料の5ページから18ページにわたり、別紙のとおり掲載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上が議案第34号、町税条例等の一部を改正する条例制定の内容であります。何卒よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第34号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

◎議案第35号 松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

○議長(伊藤幸司君) 日程第8、議案第35号、松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。税務課長。

○税務課長(松谷映彦君) ただ今議題となりました議案第35号、松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定につきまして、その内容を資料に基づきましてご説明申し上げます。お手元の議案の3枚目、説明資料として添付しております松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要をお開き願います。

まず、今臨時会に本議案を提案し、ご審議いただきます理由でございますが、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令(平成28年政令第133号)が、平成28年3月31日に公布され、平成28年4月1日から施行されたことに伴うものであり、関連致します規定の整備を行おうとするものであります。

それでは、今回の改正の内容について申し上げます。松前町国民健康保険税条例第23条国民健康保険税の減額であります。低所得者に係る保険税応益分(均等割・世帯別平等割)の軽減措置が拡充されたことに伴う規定の整備でございます。まずは、中段の図をご覧くださいと思います。給与収入の方で3人世帯の場合の例を示しており、左が現行、右が改正後となっております。現行では、7割軽減は給与収入98万円以下、5割軽

減は184万円以下、2割軽減は274万円以下が対象となっておりましたが、改正後は7割軽減は変わらず98万円以下ですが、5割軽減が約186万円以下、2割軽減が約278万円以下に引き上げられております。具体的な内容ですが、5割軽減の拡大では、現行の基準額は33万円に加算額として26万円に被保険者の数を掛けた額を加えた額となっておりましたが、改正後は加算額が26万円から26万5千円に引き上げられました。その結果、軽減の判定は所得を持って判定致しますので、3人世帯ですと所得額で112万5千円以下となり、これを給与収入に換算しますと約186万円以下となるわけです。また、2割軽減の拡大では、現行の基準額は33万円に加算額として47万円に被保険者数を掛けた額を加えた額となっておりましたが、改正後は、加算額が47万円から48万円に引き上げられました。その結果、軽減の判定は所得額をもって判定致しますので、3人世帯ですと所得額で177万円以下となり、これを給与収入に換算しますと約278万円以下となるわけです。

今回の改正に伴う影響額でございますが、平成27年度課税ベースでの試算であります。5割軽減の拡大により、2割軽減から5割軽減に移行となる世帯が12世帯あり、軽減額は約81万円あります。また、2割軽減の拡大では、軽減の対象でなかった世帯から2割軽減の対象となる世帯が9世帯あり、軽減額は約55万円となります。この結果、軽減額は全体で136万円増えることとなります。

なお、今回の改正条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用しようとするものであり、平成28年度以後の国民健康保険税について適用されるため、6月中旬に発付致します平成28年度集合主税から反映されることとなります。また、新旧対照表につきましては、3枚目裏面から別紙のとおり掲載しておりますので、ご参照いただきたいと存じます。

以上が、議案第35号、松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の内容でございます。何卒よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第35号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

◎議案第36号 固定資産評価審査委員会条例及び行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長(伊藤幸司君) 日程第9、議案第36号、固定資産評価審査委員会条例及び行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。税務課長。

○税務課長(松谷映彦君) ただ今議題となりました議案第36号、固定資産評価審査委員会条例及び行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして、その内容を資料に基づきご説明申し上げます。お手元の議案の末尾をお開き願います。

説明資料として添付しております、固定資産評価審査委員会条例及び行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正に係る新旧対照表の説明欄でございます。まず、今定例会に本議案、失礼しました、今臨時会に本議案を提案し、ご審議いただきます理由でございますが、行政不服審査法の全部改正(平成26年法律第68号)の施行に伴い、改正が必要となった条例の整理を行うため、改正しようとするものであります。

それでは、改正の内容であります。1ページお戻り願います。第1条による改正、固定資産評価審査委員会条例の改正であります。これは、平成28年3月第1回定例会において議決いただきました行政不服審査法の施行に伴う関係条例に、条例の整理に関する条例(平成28年松前町条例第5号)中、固定資産評価審査委員会条例の一部が改正され、第10条を第12条とし、第9条の次に第10条、第11条が加えられたところであります。この改正に伴い、第12条第1項中「前3項」を「第7条から第9条まで」に改めようとするものであります。

次に、第2条による改正でございます。行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例であります。附則第2項中「平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産税について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出」を「平成28年4月1日以後に地方税法(昭和25年法律第226号)第411条第2項の規定による告示若しくは同法第419条第3項の規定による公示(同法第420条の更正に基づく納税通知書の交付がされた場合には当該納税通知書の交付)又は同法第417条第1項後段の規定による通知(以下この項において「公示等」という。)がされる場合」に、また、「平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出(申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出を除く。)」を「同日前に公示等がされた場合」に改めようとするものであります。これは、新たに国から準則が示されたことによる文言の整理であり、改正後の当該条例の適用が、平成28年4月1日以後に公示等された固定資産から適用され、同日前に公示等がされた固定資産については、なお、従前の例によるものとなります。

また、本改正条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用しようとするものであります。

以上が、議案第36号、固定資産評価審査委員会条例及び行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例制定の内容であります。何卒よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第36号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

◎議案第37号 契約の締結について

○議長(伊藤幸司君) 日程第10、議案第37号、契約の締結についてを議題と致します。
提出者の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(尾坂一範君) おはようございます。

ただ今議題となりました議案第37号、契約の締結について、その内容をご説明申し上げます。

本議案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものであります。

去る5月25日に指名競争入札を執行致しました。平成28年度松城小学校改修工事の締結でございます。契約金額は8千780万4千円、契約の相手方は西沢・堀川経常建設共同企業体、代表者は、松前町字清部498番地10に住所を有します、株式会社西沢工務店代表取締役西沢悌治でございます。なお、工期につきましては、12月9日までとしてございます。

この度の指名業者は、参考資料として添付しております入札結果表に記載の3共同企業体でございます。

以上が議案第37号の内容でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第37号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

◎議案第38号 議決の変更について

○議長(伊藤幸司君) 日程第11、議案第38号、議決の変更についてを議題と致します。
提出者の説明を求めます。政策財政課長。

○政策財政課長(佐藤久君) それでは、ただ今議題となりました議案第38号、議決の変更について、その内容をご説明申し上げます。

本議案は、平成27年6月8日に議決された松前町辺地総合整備計画を、次のとおり変更致そうとするものでございます。

変更致そうとする内容でございますが、それぞれ、原口辺地、江良辺地、清部辺地、小

島辺地の4辺地について変更を致そうとするものでございます。1ページをお開き願います。原口辺地に関わる公共的総合整備計画(変更)をご覧ください。変更前の2.公共的施設の整備を必要とする事情、道路の変更前の文言について、変更後に「及び橋の」を加え、変更前の「飲料水供給施設」を変更後の「飲用水供給施設」に改めようとするものでございます。変更前の3の表にあるように、施設名欄の「町道神山2号線改良舗装ほか1事業」を変更後の「ほか3事業」に、変更前の事業費及び財源内訳の一般財源が「2千9万5千円」を変更後、それぞれ「4千573万8千円」に、更に変更前の一般財源のうち辺地対策事業債の予定額「2千万円」を変更後「4千550万円」に変更致そうとするものでございます。これに伴い、変更前の事業費合計「1億1千768万6千円」を変更後の事業費合計として「1億4千332万9千円」に、変更前の財源内訳の一般財源合計で「1億1千499万3千円」を変更後「1億4千63万6千円」に、変更前の一般財源のうち辺地対策事業債の予定額合計が「1億560万円」を変更後は「1億3千110万円」に変更致そうとするものでございます。2ページに参考資料と致しまして、事業費変更となる1事業と追加となる2事業を掲載したところでございます。

次に、3ページになります。江良辺地に関わる公共的総合整備計画変更をご覧ください。変更前の2公共的施設の整備を必要とする事情、道路の変更前の文言について、変更後に「及び橋の」を加え、変更前の「飲料水供給施設」を変更後の「飲用水供給施設」に改めようとするものであります。変更前の3の表にあるように、施設名欄の「町道江良上町線改良舗装事業」に変更後は「ほか6事業」を加え、変更前の事業費及び財源内訳の一般財源が「1千180万円」を変更後、それぞれ「8千666万9千円」に、更に変更前の一般財源のうち辺地対策事業債の予定額「1千180万円」を変更後「8千660万円」に変更致そうとするものでございます。これに伴い、変更前の事業費合計「3千427万3千円」を変更後の事業費合計として「1億914万2千円」に、変更前の財源内訳の一般財源合計「3千158万円」を変更後は「1億644万9千円」に、変更前の一般財源のうち辺地対策事業債の予定額合計で「2千550万円」を変更後は「1億30万円」に変更致そうとするものでございます。4ページに参考資料と致しまして、追加となる6事業を掲載したところでございます。

次に、5ページになります。清部辺地に関わる公共的総合整備計画変更をご覧ください。変更前の2公共的施設の整備を必要とする事情に、変更後「道路」を追加し、変更前の「飲料水供給施設」を変更後の「飲用水供給施設」に改めようとするものでございます。3の表にあるように、変更後の施設名欄の「道路(町道清部線改良事業)」、事業主体名で「松前町」、事業費及び財源内訳の一般財源が「2千万円」に、更に一般財源のうち辺地対策事業債の予定額「2千万円」を追加変更致そうとするものでございます。これに伴い、変更前の事業費合計と財源内訳の一般財源合計「1千996万9千円」が変更後の事業費合計及び財源内訳の一般財源合計が「3千996万9千円」に、更に変更前の一般財源のうち辺地対策事業債の予定額合計「1千230万円」が変更後「3千230万円」に変更致そうとするものでございます。6ページに参考資料と致しまして、追加となる1事業を掲載したところでございます。

次に、7ページになります。小島辺地に関わる総合整備計画変更を添付してございます。変更前の2公共的施設の整備、道路の変更前の文言について、変更後「及び橋の」を加え、変更前の「飲料水供給施設」を変更後の「飲用水供給施設」に改めようとするものでございます。変更前の3の表にあるように、施設名欄の「茂草橋改良事業ほか1事業」を変更後の「ほか3事業」に、変更前の事業費及び財源内訳の一般財源が「1億9千183万5

千円」を変更後、それぞれ「2億6千933万5千円」に、更に変更前の一般財源のうち辺地対策事業債の予定額「7千400万円」を変更後「1億5千150万円」に変更致そうとするものでございます。これに伴い、変更前の事業費合計及び財源内訳の一般財源合計「3億7千783万8千円」が変更後の事業費合計、財源内訳の一般財源合計が「4億5千533万8千円」に、更に変更前の一般財源のうち辺地対策事業債の予定額合計「2億5千370万円」が変更後「3億3千120万円」に変更致そうとするものでございます。8ページに参考資料と致しまして、変更となる1事業と追加となる2事業を掲載したところでございます。

当該辺地総合整備計画の変更につきましては、文言の整理、事業費と事業の追加による変更となっております。いずれも辺地対策事業債により財源を確保しようとするものでございます。辺地対策事業債は、地方交付税の算定に用いております基準財政需要額に元利償還金の80%が算入されることとなっており、過疎対策事業債の70%算入より有利な地方債となっております。なお、当該辺地計画の変更につきましては、事業追加等含めまして、法第3条第8項の規定に基づき、知事との事前協議が必要となっております。この事前協議が5月23日付で終了しておりますことから、議決の提案を致そうとするものでございます。

以上が、議案第38号でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第38号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長(伊藤幸司君) 以上をもちまして、今期臨時会に付議されました案件は全て議了致しました。これをもって平成28年松前町議会第2回臨時会を閉会致します。

どうもご苦労様でした。

(閉会 午前11時09分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 伊 藤 幸 司

署名議員 近 江 武

署名議員 工 藤 松 子